

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称 | 諏訪市骨髄移植ドナー支援事業補助金 |
| 補助事業等の標目 | 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナー及びその者が勤務する事業所に対し補助金を交付することにより、骨髄等の移植の推進及びドナー登録者の増加を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当する者 1 ドナー (1) 骨髄等の提供時に本市に住所を有すること。 (2) 骨髄等の提供を行うための休暇制度を導入している事業所に勤務する者でないこと。 (3) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したこと。 (4) 当該骨髄等の提供について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金、助成金等を受けていないこと。 2 ドナーが勤務する事業所 (1) 1に掲げる要件のいずれにも該当するドナーが骨髄等の提供時に勤務する事業所であること。 (2) 当該ドナーによる骨髄等の提供について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金、助成金等を受けていないこと。 |
| 補助対象経費 | 骨髄等の提供について、最終同意を行った後の通院、入院及び面談（以下「通院等」という。）に係る休業補償又は家族の介護若しくは保育に要した費用に相当する額 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、通院等のための日数に、ドナーにあつては1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所にあつては1万円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付の対象となる通院等の日数は、通算して10日を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 |
| 補助事業等の評価 | 骨髄等の提供を行ったことを証する書類をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 平成31年4月1日 |
| 補助事業等の終了時期 | 【終了時期が3年を超える場合の理由】 骨髄等の移植率の向上を目指すためには、継続して補助を行うことが必要不可欠であるため。 |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページに公表する。 |
| その他 | この取扱基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 骨髄バンク 公益財団法人日本骨髄バンクをいう。 |

| | |
|------|---|
| | <p>(2) 骨髄等 骨髄又は末梢血幹細胞をいう。</p> <p>(3) ドナー 骨髄等を提供する者をいう。</p> |
| 提出書類 | <p>補助金の交付を受けようとする者は、骨髄等の提供が完了し、医療機関を退院した日の翌日から起算して1年以内に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>1 ドナー</p> <p>(1) 諏訪市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書（ドナー用）（様式第2号-1）</p> <p>(2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の写し</p> <p>(3) 健康保険証の写し</p> <p>2 ドナーが勤務する事業所</p> <p>(1) 諏訪市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書（事業所用）（様式第2号-2）</p> <p>(2) ドナーとの雇用関係が確認できる書類</p> <p>(3) 会社の所在地が確認できる書類</p> <p>(4) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類の写し</p> |
| | <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p> |
| 担当部署 | <p>諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康予防係</p> |

平成31年 3月15日 制定（平成31年 4月 1日 施行）